四九	有機質肥料製造業	一・五	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三・五とする。	
		二・五			
		一			
		一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、それぞれ五、三とする。	
（略）					
六三	繊維工業で繊維製品染色整理工程付帯加工（染色整理工程を含む。）に係るもの	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三とする。	
		四			
		一			
		二・五			
（略）					
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	一	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。	
		二			
		一			
		一・五			
（略）					
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。	
		一・五			
		一			
		一・五			
（略）					
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。	
		四			
		一			
		二			
一〇一	製版業	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三・五とする。	
		三			
		一			
		二			
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、一六とする。	
		三			
		一			
		一・五			
一〇三	複合肥料製造業	二		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三〇とする。	
		二五			
		一			
		一・五			
（略）					

四九	有機質肥料製造業	一・五	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三・五とする。	
		三・五			
		一			
		一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、それぞれ五、三とする。	
（略）					
六三	繊維工業で繊維製品染色整理工程付帯加工（染色整理工程を含む。）に係るもの	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三とする。	
		五			
		一			
		三			
（略）					
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	一	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。	
		二			
		一			
		二			
（略）					
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。	
		二			
		一			
		二			
（略）					
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。	
		四			
		一			
		三			
一〇一	製版業	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三・五とする。	
		三・五			
		一			
		二			
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、一六とする。	
		一六			
		一			
		一六			
一〇三	複合肥料製造業	二		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三〇とする。	
		三〇			
		一			
		三〇			
（略）					